

平成30年度運動方針及び事業計画（案）について

はじめに

青少年育成国民会議が解散して9年が経過し、全日本アド連結成22年を迎えた。

人間であれば成人に達し、社会的責任を自覚して、自主独立の歩みが求められる世代となり、正に我々が青少年育成国民運動の中核を担う時代を迎えています。

社会は急激に変化を続けており、その社会を写す鏡が青少年であると云われますが、数多くの様々な問題が指摘されています。とりわけ、少子・高齢化と人口減少社会が急速に進んで、地方のみならず我が国の活力が低下していくことが予測される現状の中で、青少年の健やかな成長が我が国の希望であり、この育成が国家的な課題の解決には不可欠であります。

その為にも、青少年自身が抱えている様々な問題を解消して、新しい次代を切り拓いていく逞しい力を備えた青少年を育成していくことが、必要であります。

全ての国民は、青少年が社会の一員として、自分の未来について夢と希望を持ち、地域の未来を創造し、国の在り方を見つめて、その実現を目指して努力する心情を育て、それが実現できるような環境づくりを進めていく義務と責任があると考えます。

その為、青少年の育成は全ての国民を挙げて取り組むべき課題であり、本会が、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を強く願う理由もここにあります。

我々は、育成運動が目指してきたものと運動の経過を踏まえて、青少年の現状と課題を明らかにし、青少年育成アドバイザーの役割を再認識しながら、「志」と行動力を結集して団結し、自信と誇りをもって、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものであります。

1 青少年育成の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- 3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2、現状の認識と課題

(1) 青少年を取り巻く社会

①経済最優先の競争社会～人間の生き方が経済中心となり、お金の為に働く社会であり、常に緊張して頑張り続けることによって、豊かさを実感できる反面、ストレスが蓄積することになる世界で、当然に勝者と敗者が出ることになる。～常に競争があり、ゆとりの無い非情で過度に疲労することから、社会規範・倫理・人間性喪失の社会となっています。

②自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。～この民主主義社会の実現を追い求めて来たが、その一方で行き過ぎた個人尊重は個人中心となり、時に利己的になる。協働・協力を欠き、共同体社会をこわして、孤立した個人生活中心の社会となっている。～家庭・地域社会・コミュニティーの崩壊した社会となっています。

③国際化・情報化・技術化社会～めざましい発展を遂げつつも、長所と短所が複雑に入り混じった社会となり、様々な青少年問題を深刻化させる、危険性をはらんでいる社会でもあります。

④少子・高齢化・過疎化（都市集中）・核家族化社会～世界有数の長寿社会となり、より豊かな生活の実現を求めてきたことの表れと云えるが、他面では将来的に活力が失われ、幸福追求（国民福祉向上）に逆行する課題山積の社会となっています。

(2) 青少年の現状

青少年育成運動は、（旧）「国民会議」や「都道府県民会議」・「市町村民会議」更に、私達やその他の育成関係団体が長年努力を続けてきたにも関わらず、「青少年問題は社会の鏡」と云われる如く、激しい社会変化の影響を受けて様々な問題を生じています。

21世紀に入ってから少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティーが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、社会性や人間関係づくりの未熟化、規範意識の低下、問題行動の多様化。いじめや虐待、ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じています。幼い命が奪われたり、生きる希望を失って自ら命を絶つ青少年もあり、青少年が関係する殺人事件も多発して、憂慮すべき傾向が見られ取組むべき課題が山積しています。

(3) 組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧（社）青少年育成国民会議が行った通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、

青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする団体であります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしているが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人が多く、組織的な独自活動が弱いのが現状であります。

しかし、近年各都道府県組織で始めたアド入門講座により、新しい仲間を増やし、全日本アドバイザー認定講座に参加して、年々会員が増加しつつあり、活性化しつつある組織が増えてきていることも事実であります。一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、高齢化等により、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられます。

養成講座によって仲間を増やす努力と衰退しつつある組織の支援が大きな課題であります。

(4) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定。「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加する事を提唱。地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきました。各県も青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。都道府県や市町村民会議、更に様々な育成団体の現状を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

更に、基本目標の実現を目指すため「我づくり（人づくり）を積み上げて、町づくり・国づくりを」のスローガンに則り、地方創生が国家的課題となっている今日、地域の未来を担う青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題であると考えます。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域活動に参画し、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担っています。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織に参画し運営基盤づくりや青少年育成に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。

- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は本会の根幹にかかわる事業で、認定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提して30年2月末までに6回、内閣府や全国青少年育成県民会議連合会や主管アド連の県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。その結果29年11月末現在で130名のアドバイザーを認定致しました。第6期の30年2月には44名の新期受講生があり、現在認定に向けた申請を受け付けているところです。

まずは私たちの仲間を増やすため、ブロックや各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援して、(仮称)初級アドバイザーの養成に努め各県の会員拡大に努めることが重要です。これによって、今後も全日本コースの受講希望者を増大することに努め、後継者の養成を行うことが必要と考えます。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められてきました。平成28年2月には新たな大綱が決定されました。全ての子供・若者の健やかな育成にも力が注がれ、新しく①子供・若者の成長を支える担い手の養成②創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、が加わり、私達の育成運動と深く関わっています。

大綱の改定に伴う内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我々もこれに参画していくことが重要です。支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」にも引き続き力を注ぐ必要があります。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。27年度年から、国会議員と一部地方議会、更に関係団体に対して、制定要望活動を行っていますが、いまだ制定には至っておりません。より一層取り組みを強化し、地方議会や県民会議等連合会、更に制定を要望する育成団体や青少年団体と連帯を強化しながら、引き続きその成立を目指すための運動を推進します。

3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、昨年に引き続き次の4つを重点運動と定め実践に努めます。

- (1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- (2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。

- (3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- (4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

{具体的な内容}

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。

1) 自分自身の活動を見直します。

- ① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、自分はアドバイザーとして自分の所属する地域や職業、自分の役職や団体を通じて、何を実践しているのかを見つめ直します。これにより、自分の中に占めるアドの位置を高めます。これを自覚する為にも、まずは、優先してアド関係事業や地域の活動・会議に参加すると共に、周囲に自分がアドであることを理解願う為に、名刺にアド共通の台紙を活用し「青少年育成アドバイザー」を印字して、周知を図ります。(HP パスワードは adomeishi201608)
- ② 所属する都道府県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めます。まずは、年何回の集まりがあるか？どのような活動をしているかを点検し、都道府県単位のアド連としての活動・事業の推進に努めます。
・各県一強調運動の推進～各県アドが最も力を入れる運動を一つ決めます。
- ③ 全日本研究大会や各ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定します。
- ④ 情報をより多く発信・収集するためネットを利用し、ホームページやフェイスブックの活用を促進し、アドグループメールの登録会員を増やします。

2) 事務局体制を拡充して情報網の強化を図ります。

組織の要は事務局にあります。全日本と各ブロック・各県との迅速な連絡と連帯を強化する為、日常的な情報の交流を緊密にすると共に、事務局会議を開催します。

- ①全日本は各委員会に設置した事務担当を活用し、委員会の内容を把握・記録して事務局や広報担当に情報提供します。
- ②各ブロック事務局長は、ブロック内の都道府県事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供します
- ③全日本は各委員会事務担当・各ブロック事務局長との事務局会議を開催します。

3) 各専門委員会を活性化し、行動指針を作成し、その実践に努めます。

運動や組織にどのような課題があるのか、自ら「このままで良いか？」の視点に立って、検討することが必要です。従来3つの専門委員会を更に活性化して、その結果を理事会に報告し、その決定に従い具現化を図ります。

各委員会に正副委員長と事務担当を配置し、委員は理事及び有志で構成します。

(総務委員会)

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

- ① 青少年問題を把握し、その解消に向かって、全日本アド連は何を成すべきか、その行動指針の検討をします
 - ・「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の徹底と具体的な進め方
 - ・関係する育成団体との連携の在り方
- ②市町村民会議・戸道府県民会議・県民会議等連合会に果たすアドの役割を検討します。
 - ・具体的な参画方法
- ③法人化（NPO、一般法人、財団法人など）に関する課題～役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど～解決の方策の検討をします。
- ④活動に必要な財源の確保方策を検討します。
- ⑤今年度の次の事業計画を担当します
 - ・後継者養成委員会、広報委員会の担当を除く、総会決定事項の推進。実施状況の把握。

（後継者養成委員会）

アドバイザー養成講座を実施し認定審査を行い、後継者を増やして組織の拡充に努めます。

- ①各ブロック・各県で仲間を増やすための、入門講座の開催奨励支援。
 - 入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議、育成関係諸団体等へも周知し、参加者の拡大に努めます。
- ②入門講座が開催できない組織の為に、通信教育制度を創設し、実施方策を検討します。
 - 検討事項
 - ・テキストの作成～今井財団の助成金を活用し、作成委員会を設置して印刷・発行。
 - ・通信講座の検討～募集方法、レポート審査方法の検討、修了者の活動方法など
- ③新第7期、全日本アドバイザー養成講座の実施。
- ④アドバイザー養成を安定的に継続して行うため、財源と開催会場確保方策の検討。
 - ～ゆめ基金の継続。各県アド養成講座へのゆめ基金の導入の検討
- ⑤未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討をします。
 - ・養成講座修了者へのアプローチ～小論文の提出促進・認定者の活動基盤の構築
 - ・各ブロック内の各県の現状把握～会員名と事業・予算の把握。総会資料の交換。
 - ・隣県やブロック内組織の交流促進～隣県へも総会・研修会等事業開催通知を送る
 - ・弱体化・衰退組織へのアプローチ～隣県組織・ブロック組織が担当し、全日本が支援する。～重点組織の決定（ブロックで協議して決定）

（広報委員会）

認知度が低いといわれる本会の運動（活動・事業）を広報し、育成運動の発展を図る為に、ホームページ、フェイスブック、グループメール、Eメールなどを積極的に活用する

と共に、情報の交流を活発にして、周知徹底し、更に活動事例集の作成を検討します。

- ①各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPやFBに公開します。
- ②活動事例を発表する機会をつくり、この発表をHPやFBで公開し、これを活用してアド紹介資料（パンフレット）の活用や活動事例集の発刊を検討します。
- ③啓発資料（活動事例集）作成資金をどのように確保するかを検討します。
- ④アド連だよりを継続して発刊します。
- ⑤HPにリンクする関係諸団体を拡充し、連帯する団体を増やします。
- ⑥作成している啓発グッズの販売・活用を促進します。
- ⑦今年度の次の事業を担当します

5、事業計画の2）広報・啓発活動と組織網の活用の項で計画した各項の事業

(2)「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践するよう支援することを、育成運動の重点とします。(運動要旨は別紙添付の趣意書のとおり)

①家庭で「一緒に〇〇しよう」(食事・炊事・掃除・洗濯・入浴・買い物・外出ほか)運動の推進

～これによって、親子関係の希薄化を解消し、基本的生活習慣の獲得を進めます。

②地域で「子どもの出番をつくろう」(子どもが行事に参画する～自治会・公民館・児童館・神社仏閣・関係諸団体が実施する諸行事)運動の推進

～これによって、人間関係づくり能力や社会規範意識の昂揚に努めます。

③まちで(市区町村)「子どもが輝く機会をつくろう」(子どもの生き活きと頑張る姿が発表でき、それを称賛する機会をつくる)運動の推進

～これによって、子どもたちが自己肯定感を高め、社会の一員としての自信と責任感を培います。

(3)各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

1)市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

- ①まず、アド自身が市町村民会議に参画し、行動を共にしながら、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。
- ②社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。
- ④従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案に

努めます。

2) 都道府県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

- ① 先ず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深めることに努めます。また、相互にHPにリンクできるように要請します。
- ② 都道府県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。
- ③ 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ④ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。
- ⑤ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し、活性化方策を提案します。
- ⑥ 県民会議等連合会への加入を奨励・推進します。

(参考～未加入県)(H29:3月現在)

青森県・山形県・福島県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・静岡県・神奈川県・山梨県・富山県・石川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・佐賀県・熊本県・大分県(26府県)

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

青少年の育成は国家的な義務であり責任であると考え、その基本理念と推進方策を立法化して、国並びに地方自治体が大綱や具体的施策を計画化し、国民運動として取り組むことが不可欠であると考え「基本法」の制定運動を進めてきました。今年度も次のとおり、より一層力強く推進していきます。

1) 独自の運動を強化・継続します

- ① 国会議員への要望を継続し、その必要性和理解を訴えます。
その為、各都道府県単位でアドが所属する地域の国会議員への要望を継続します。
(要望書は別紙のとおり。各都道府県会長名を記載し、全日本と連名でも可)
アド会員として、要望書又は制定要望のハガキを国会議員へ送ります。(差出人はアド会員の個人名又は、都道府県会長名。ハガキ文案は別紙のとおり)
- ② 都道府県・市区町村議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出」の陳情を行い、地方議会の意志として、国(衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係閣僚)へ要望書の提出をお願いします。(陳情書・意見書案は別紙添付のとおり)

2) 県民会議等連合会との連携を強化します。

- ① 共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを強めます。
・各都道府県アドが所属する都道府県民会議等へ、国会・地方議会への要望書提出

を要請します。

3) 関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ります。

青少年の健やかな成長を願って、様々な団体が運動を展開しています。基本法の制定要望を中心課題として、私達アド養成講座を後援して下さる団体を始め、青少年育成の町づくりを目指す団体など可能な限り他団体との連携を図り、国民運動の再興に努めます。

・そのため、協力要請団体を協議・検討します。

4) 基本法の制定以外にも、地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討します。

①青少年育成関係団体との連携を図り、相互協力の方策を検討します。

(例)

- ・法律の制定や改正。我らの要望を盛り込んだ育成大綱や計画書をつくること
- ・少年団体・青年団体の育成援助の施策を講じる事
- ・スマホ問題の解消方策を検討する事
- ・各会員・組織の意見を全日本で集約し、要望運動を行う（全日本アド連の存在意義に繋がる地方組織ではできないこと）

これらは、県民会議連合会と連携した活動内容とできるよう働きかけることも重要でしょう。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

(1) 隣のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や見守り、良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

(2) 子ども・若者の居場所づくり

コミュニケーションの能力の低下が課題となっています。子ども・若者が気持ちを許しあう安心できる場が少なくなり、ニートや引きこもり・不登校、など自宅から外出できない子ども・若者が増えています。ケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向もあります。公民館や児童館、青少年センター、古民家や空き商店街等、できるところで気軽に子ども・若者が集える居場所や子ども食堂を考えていきます。

・事例の様子をHPや「アド連だより」で紹介

(3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNS アプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化し、その対策が急務となっています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があります。

そのため、ネット社会が青少年に及ぼす影響を啓発し、ペアレンタル・コントロールの必要性を訴えるため、紙芝居で啓発する用具を貸出します。必要があれば指導者を派遣し、開催地のアドと共に実践します。この実践は会員の直接活動を促し、組織の活性化に繋がります。アド個人の活動でも、各ブロック又は県アドの事業や研修会でも、実施の機会をみつけて、気軽に連絡ください。

(連絡先～事務局または、広報委員長～峠 テルコ愛知県アド協会長)

5、事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開します。

1) 会議の開催

①総会ならびに研究大会

期日 平成30年6月24(日)・25日(月)

場所 宮城県宮城郡松島町 「パルス 松洲」

また、次期開催予定ブロックの計画をする。

- ・31年(中国・四国)・32年(近畿)33年(関東・甲信越)
- ・34年(東海・北陸)・35年(東北・北海道)
- ・この間に九州が復活すれば、九州と協議の上、開催する・・・

②理事会の開催～年4回開催

第1回～30年度、総会議案準備～30年4月14・15日～青少年総合センター。

第2回～30年度、総会提出議案成案協議～30年6月24日

第3回～内閣府主催中央研修会終了後～30年11月27・28日～青少年総合センター。

第4回～養成講座開催期間中～31年2月23日～青少年総合センター

③役員会の開催～

必要に応じて開催する。

④専門委員会の開催～総会・理事会・役員会に合わせて3つの委員会を開催する。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し組織決定を行う。

⑤事務局会議の開催～理事会・役員会に併せて、各ブロック事務局長と各専門委員会事務担当との合同会議を開催

⑥テキスト作成委員会・実行委員会の開催

と き 平成30年5月・6月 他 適時

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

- ⑦その他～各ブロック総会・研修会、各都道府県総会・研修会への役員派遣。
上記会議・研修会に活動事例発表の機会を創るよう奨励する。
各ブロックは、ブロック内の各県事務局との会議開催に努める

2) 広報・啓発活動と組織網の活用

①会員バッジとロゴマーク入りの名刺の活用

会員意識の昂揚と連帯感を強めるため、20周年を記念してのカラーの会員バッジを作成します。また、同一様式の名刺を活用して、アドバイザーの認知度を高めることとし、これらの活用を推奨します。

バッジ 1,500 円。名刺台紙～HP からダウンロード（パスワード adomeishi201608）
又は広報委員会へ申し込む（台紙・印刷代で 100 枚が 1,800 円）

②「ありがとう」運動缶バッジ・シールの活用

「ありがとう一日 100 回運動」を会員自ら実践するため、缶バッジ・シールを頒布し、その自覚と啓発活動を推進します。また、アド事業で啓発して活用します。

シール（小）5 枚組 10 円。シール（大）1 枚 100 円。缶バッジ 1 個 50 円。

③のぼり旗の活用

20周年を記念して作成した、のぼり旗を各県アドの希望に応じて頒布を行います。本会事業ほか各ブロック・県での活動の際に活用して士気高揚と啓発を図ります。（見本は HP に掲載・現物は大会会場掲示～1 本 3,000 円）

④「全日本アド連たより」の発行

全日本の活動他、各県やブロック活動の報告、事業のお知らせ、参考になる提言、会員の声などの情報を提供し、広く活動を紹介するため、年 3 回発行し、ホームページにも掲載します。

⑤全日本アド連ホームページ・グループメール・フェイスブックなど IT の活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努める。又、グループメールの登録者を拡大し、即座に情報の受・発信ができる体制を整えます。

各ブロック及び各県の担当者は下記アドレスに情報・資料を提供します。

・山本会長～e-mail: kunihiko-yamamoto@ncn-k.net

・香川情報担当～e-mail: kagawa@ayauta.net

・清水広報委員会事務担当～e-mail: [jyoshin011@gmail.com](mailto: jyoshin011@gmail.com)

・谷本事務局長～e-mail: higenyabi2451@mc.pikara.ne.jp

（広報担当者は可能な限り、情報収集・提供活動を行うこと）

⑥情報連絡網の整備と活用

昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図ります。

全日本理事会・総会・研究大会、各ブロック総会・研究大会、などの機会を活用し

て、意思疎通の緊密化を図ると共に、事務局会議の機会を創って開催します。

また、各ブロック・県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供をし、可能であればホームページに掲載して周知します。

各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努めます。

⑦啓発パンフレットの活用を図り、活動事例集作成を検討する

アド個人や組織的な活動促進を図るため、全国の活動事例を把握して、事例集を作成する準備を行う。その為の情報収集に努め、特に HP 掲載の活動事例を資料化することを検討します。

3) 後継者養成講座の開催

①入門講座の開催支援

後継者養成委員会が中心となって、各県・ブロックで仲間を増やすための、入門講座に講師を派遣しその開催を支援します。(開催ブロック・県は隣県へも募集を行う)

また、講座テキストの活用を図ります。

②全日本アドバイザー養成講座要項により次のとおり養成講座を実施します。

そのため、後継者養成委員会で開催要項を協議・決定して開催し、認定審査委員会の審査を経て、認定します。

と き 平成31年2月22・23・24日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

③認定審査委員会の開催

と き 平成31年4月 日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続

- ・連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。
- ・各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国会議員に要望書を持参又は郵送する。(要望書は別紙添付のとおり)
- ・各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。(別紙添付ハガキにより)
- ・可能な都道府県アド協は、都道府県・市区町村議会への「基本法制定要望書提出を求める陳情書の提出」を行う(陳情書及び意見書(案)は別紙添付のとおり)

5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

アドの実践活動奨励と会員意識高揚を図ることを目指し「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動を行う。可能な限り開催希望の所に指導者を派遣し、実技並びに指導を行います。

また、各県・ブロックで総会・養成講座他育成運動に関する研修会を開催する際に、本会役員を派遣し、運動を啓発・推進するので、気軽に会長他役員・事務局に連絡す

ること。

6) 表彰を行う

本会及び加盟団体の発展に寄与した個人を各加盟都道府県1名程度、総会において表彰します。

又、(社)日本善行会の個人表彰(成人)の末選を行います。(青少年育成功労者5~6名、青少年2団体)

7) アドバイザーを支援する有識者会議の開催

とき・・・理事会、又は研究大会にあわせて・・・

ところ・・・未定

予定有識者～・萩原 元昭・久田 邦明・福留 強・櫻川博三(その他)

・通信教育のためのテキスト作成や、アド運動活性化のための活動事例集の作成を行うため、青少年育成課題に対応するためアドバイザーに協力的な専門家による支援会議をつくり意見やアイデアを得ていきます。

・青少年育成に造詣が深く協力的な講師助言者をリストアップし要請があれば紹介します。

8) 内閣府など関係機関事業への積極的参加

①中央研修会への参加

とき 30年11月26・27日(月・火)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

②各ブロック研修会への参加

・北海道・東北ブロック研修会

とき 平成30年9月11日(火) 10:00~15:00

ところ (秋田市)にぎわい交流館

・中部ブロック研修会

とき 平成30年8月27日(月) 10:00~15:00

ところ (名古屋市)名古屋国際会議場

・関東甲信越ブロック研修会

とき 平成30年10月16日(火) 10:00~15:00

ところ (甲府市)山梨県立図書館

・近畿ブロック研修会

とき 平成30年9月7日(金) 10:00~15:00

ところ (京都市)京都教育文化センター

・中国・四国ブロック研修会

とき 平成30年10月5日(金) 10:00~15:00

ところ (松江市)島根県民会館

・九州・沖縄ブロック研修会

と き 平成30年10月12日（金）10：00～15：00

ところ （佐賀市）佐賀県教育会館

③その他、関係事業への参加

・青年リーダー研修会

と き 平成31年1月 日（～）

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター